



商工会だより 4月号

発行日 令和4年4月11日

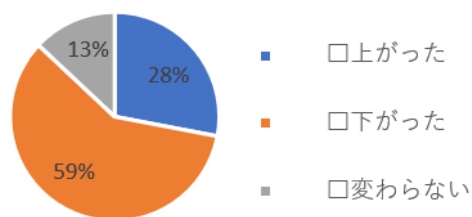


行事予定

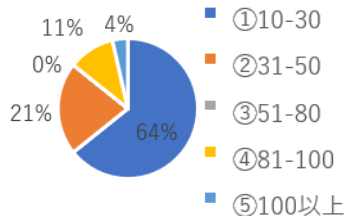
開催日時	内容	開催場所
4月14日(木)13:30~14:30	木津川市商工会女性部 通常総会	木津川市商工会本所
4月15日(金)18:00~19:00	木津川市商工会青年部 通常総会	木津川市商工会本所
4月21日(木)18:30~19:00	相楽地区商工会青年部連合会 通常総会	料理旅館松本亭
4月28日(木)13:00~17:00	京都府商工会青年部連合会 部長会議/通常総会	ホテルオークラ京都
5月23日(月)	木津川市商工会 通常総代会(予定)	木津川市商工会本所

コロナ禍における特別調査の公表

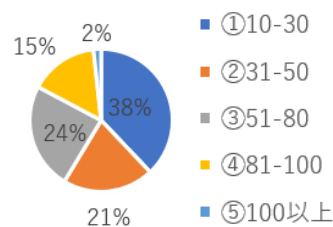
売上 (令和元年・3年比較)



うち、売上増の割合



うち、売上減の割合



コロナ禍の長期化に伴い、管内102事業所に対し緊急アンケートを実施致しました。事業所の選定は地域別、業種別に分類した四半期毎に独自調査を依頼している事業所としました。

売上の増減に関しては、令和2年で三分の二が下がったと回答され、減少割合においても、3割以上の事業所で売上が半分以下となっていました。一方、令和3年はやや持ち直し、売上減は6割を切りましたが厳しい状況には変わりありません。コロナ禍で困っていることは、やはり売上の減少がトップ、次いで感染対策となり、3番目には将来の不安が上がりました。そのような中でも、売상을伸ばしておられる事業所も一定数ありました。

売上が増加している事業所は開業後間もなく順調に推移していることが大きいです。また、業種を見ると土木業・造園業等屋外で行う事業や、ネット販売の増加に伴うネット環境支援事業所やコロナ感染対策にかかる販売業者も売上が伸びていました。全般的には、厳しい状況にあるものの、全く支援策を利用していない事業所も10社あり、各種施策の利用により従業員の確保に努めアフターコロナ期を見据えた活動をされていることが伺えました。調査の詳細は、商工会HPで記載していますので、ご覧ください。

【中山】

《商工会だより目次》

- 2ページ目 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給について
- 3ページ目 コロナ対応 木津川市 国保の休業補償、労働保険年度更新のお知らせ
- 4ページ目 事業復活支援金申請の締切日、退職のお知らせ、新職員紹介

【編集 山崎】

発行者

木津川市商工会
木津川市木津南垣外83-3

TEL: 0774-72-3801

FAX: 0774-72-6564

Mail: kizugawa-sci@kyoto-fsci.or.jp

URL: http://kizugawa.kyoto-fsci.or.jp

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

【内容】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに事業主が休業させた中小企業の労働者のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかった労働者(※)

※雇用保険被保険者ではない方も対象になります。

【支給金額の算定方法】

休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × (各月の休業期間の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

① 1日当たり支給額(8,265円※1(令和3年4月分は11,000円/令和3年12月までは9,900円)が上限)

② 休業実績※2※3

※1 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設(飲食店等)の労働者については、令和3年5月1日～令和4年3月31日の期間において11,000円。

※2 1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となる。

※3 週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。(就労した日は休業実績から除く)

【必要書類】

(1) 支給申請書

(2) 支給要件確認書

(3) 本人確認書類(免許証の写しなど)

(4) 振込先口座確認書類(キャッシュカードの写しなど)

(5) 休業前および休業中の賃金額を確認できる書類(給与明細の写しなど)

※申請書は新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のHPからダウンロードすることができます。

【申請期限】

休業した期間	申請期限(郵送の場合は必着)
令和3年4月～12月	令和4年3月31日(木)
令和3年10月～令和4年3月	令和4年6月30日(木)
令和4年4月～6月	令和4年9月30日(金)

※既申請分の支給(不支給)決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、支給(不支給)決定が行われた日から1か月以内に申請があれば、受付可能。

【問合せ先】

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター: 0120-221-276
(受付時間: 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15)

木津川市 国民健康保険の傷病手当金～新型コロナ感染等の従業員の方～

通常、国民健康保険に傷病手当金はありますが、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合、その療養のために労務に服することができなかった期間については、傷病手当金が支給されます。

〈対象者〉 木津川市の国民健康保険の被保険者で、給与等の支払いを受けている方のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、発熱等の症状があり感染が疑われる方。

〈支給額〉 直近の継続3か月間の給与収入合計額を就労日数で除した金額×2/3×休業日数
(休業は、4日間以降のものから対象)

例) 11月分/9日間勤務で8万円、12月分/8日間で7万円、1月分/7日間で6万円
コロナ感染で2月に20日間休んで無給だった。
 $(8万円+7万円+6万円) \div (9日+8日+7日) = 8,750円$ $8,750円 \times 2/3 \approx 5,833円$
 $5,833円 \times (14日間 - 3日間) = 64,163円$ 支給

〈対象期間〉 令和2年1月1日から令和4年3月31日の間で療養のために労務に服することができなかった期間。ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヶ月まで。

〈申請書・提出〉 木津川市ホームページからダウンロードまたは木津川市役所 国保年金課 (市役所1階)で受取、申請。電話:0774-75-1214まで。

【森山】

労働保険年度更新の時期になりました!

当会労働保険事務組合に事務委託されている事業所様の労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新の時期となりました。労働保険料は、昨年の4月～今年の3月までにお支払いされた賃金額(建設業等の事業所につきましては、元請金額など)を基に、労働保険料を確定し、7月10日(令和4年度は7月11日)までに納付していただく必要があります。

現在雇用保険加入条件(1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること)を満たす65歳以上の方も報告の必要がありますので所定の資料に記載をお願いいたします。

また、建設業・建築事業等に該当する事業所様は、令和3年4月1日～令和4年3月31日までの完成工事請負金額(増額、減額をわかるように)を『消費税抜き』で所定の資料に記載をお願いいたします。

事業の種類	労災保険料率 (単位:1/1,000)	現在	令和4年 4月～	令和4年 10月～
林業	60			
漁業	18 or 38			
建設事業	6.5～62			
製造業	2.5～26			
運輸業	4～13			
その他の事業	2.5～13			
		一般の 事業	$\frac{9}{1000} \rightarrow \frac{9.5}{1000}$	$\frac{13.5}{1000}$
		農林水 産・清酒 製造の事 業	$\frac{11}{1000} \rightarrow \frac{11.5}{1000}$	$\frac{15.5}{1000}$
		建設の 事業	$\frac{12}{1000} \rightarrow \frac{12.5}{1000}$	$\frac{16.5}{1000}$

労災保険率は変更ありませんが、雇用保険料率は2段階で引き上げとなります。【河村】

事業復活支援金 申請締切

《 給付対象について 》

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が対象となり得る
- ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

$$\text{給付額} = \text{基準期間の合計売上高} - \text{対象月の売上高} \times 5$$

基準期間:「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」
いずれかの合計期間

対象月 : 2021年11月～2022年3月のいずれかの月 ※申請は1回のみ

給付上限額

売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高1億円以下	年間売上高1億円超～5億円	年間売上高5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上▲50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

申請締切：5 / 3 1 (火)

※申請締切直前は申請サポートが大変混雑します。余裕のある申請サポート予約を！

退職のお知らせ(令和3年度3月31日付)

このたび、令和4年3月31日をもちまして、退職いたしました。

在職中は会員の皆様大変お世話になりました。

出勤日は、皆様の温かい笑顔にお会いできるのがとても嬉しくて、仕事の励みとなり出勤日がとても楽しみでした。また、業務を通して様々なことを学ばせていただいたことを心から感謝いたしております。商工会で学ばせていただいたことを今後も活かしていきたいと思っております。

最後となりましたが、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

【退職 岸本 操】

このたび、令和4年3月31日をもちまして、商工会を退職いたしました。

在職中は会員の皆様大変お世話になりました。

商工会のお仕事は初めてで、会員の皆様には大変ご迷惑をかけたことと思っております。業務を通じて大変貴重な経験をさせていただきました。商工会で学んだことが今後活かしていけたらと思っております。

最後となりましたが、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

【退職 光岡 知子】

新職員の紹介

記帳指導員の今井直子と申します。奈良市在住で、3人家族です。

京都が好きで、たまに神社巡りをします。

今はコロナ禍で大変な状況にあると思いますが、皆様のお役に立てるよう努めて参ります。

これからよろしくお願いいたします。



木津川市商工会
木津川市木津南垣外83-3
TEL: 72-3801 FAX: 72-6564

山城支所
木津川市山城町上粕北的場15
TEL: 86-3157 FAX: 86-4064

加茂支所
木津川市加茂町里南古田24
TEL: 76-2970 FAX: 76-7211